



令和8年10月28日
日本下水道事業団

工事費内訳書等の記載項目の追加と労務費ダンピング調査について

日本下水道事業団（ＪＳ）は、担い手を確保し建設業を持続可能なものとするための「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条及び第13条の改正を踏まえ、労務費等が明示された入札金額の内訳を工事費内訳書等に記載することを求めます。また、記載項目について労務費ダンピング調査を実施します。

1. 工事費内訳書等の記載項目について

対象工事

原則として全ての工事を対象とする。

記載項目の追加内容

入札金額の内訳として労務費・材料費・法定福利費・安全衛生費・建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「労務費等」という。）を追加する。

提出方法

新様式の工事費内訳書（別紙）に労務費等を内訳として記載し、これまで入札時に提出していた工事費内訳書に添付して提出する。

なお、再度以降（初度で落札に至らない場合）の入札等においては、落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）が、労務費等の内訳を記載した工事費内訳書（別紙）を提出する。

建設Ｇメンへの通報等について

工事費内訳書（別紙）が提出されない場合及び内容に不備がある等の場合は、原則として書面により注意喚起・警告を行い、国土交通省が設置する建設Ｇメンへの通報を行う。

摘要

令和9年1月26日以降に公告する工事から適用する。（予定）

工事費内訳書（別紙）様式（記載要領含む）及び工事費内訳書（別紙）の提出要領の（案）は次項以降に添付する（後日 HP で公開予定）
（次項に続く）

2. 労務費ダンピング調査の実施について

対象

原則として一般競争入札方式における工事の入札時に実施する。

調査の概要

落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）の応札額のうち直接工事費について、労務費や材料費等が適切に確保されているかを確認するため、落札候補者等の直接工事費が一定水準額（JS）以上であるかを審査する。なお、落札候補者等の直接工事費が一定水準額（JS）未満となる場合は、書面で理由を確認する。

○一定水準額（JS）

土木工事、機械設備工事、電気設備工事：直接工事費（JS）×0.97

建築・建築機械・建築電気工事：直接工事費（JS）×0.9×0.97

※ 複数工種が含まれる工事（合体系工種工事）においては、工事に含まれる工種ごとの直接工事費を審査する。（例：土木、機械の合体系工種の場合は、それぞれの工種の直接工事費を確認する）

建設Gメンへの通報等について

回答書の提出が無い又は理由が合理的でない等の場合は、原則として書面により注意喚起・警告を行い、国土交通省が設置する建設Gメンへの通報を行う。

摘要

令和9年1月26日以降に公告する工事から適用する。（予定）

労務費ダンピング調査実施要領の（案）は次項以降に添付する（後日 HP で公開予定）

<問い合わせ先>

事業統括部技術監理課

技術監理課長 米澤 啓太

TEL：03-6892-2011

(案)

本工事費内訳書（別紙）

土木工事 [土木工事を含む□] [土木工事を含まない□]				
工事区分・工程・種別・細別	単位	数量	金額	備考
1 __直接工事費計	-	-		
2 直接工事費のうち材料費	式	1		
3 直接工事費のうち労務費	式	1		
4 __共通仮設費計	-	-		
5 __純工事費	-	-		
6 __現場管理費	-	-		
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1		
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1		
9 工事原価	-	-		
0 工事原価のうち安全衛生経費	式	1		
1 __一般管理費等	-	-		
2 土木工事本工事費計	-	-		
3 工事価格	-	-		
4 消費税相当額	式	1		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）
5 本工事費計	-	-		

建築工事（建築・建築機械・建築電気）					建築工事を含む□	建築工事を含まない□
種目・科目・中科目		単位	数量	金額		
1 直接工事費計		-	-			
2 直接工事費のうち材料費		式	1			
3 直接工事費のうち労務費		式	1			
4 共通仮設費計		-	-			
5 小計（純工事費）		-	-			
6 現場管理費計		-	-			
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額		式	1			
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金		式	1			
9 現場管理費のうち安全衛生経費		式	1			
0 計（工事原価）		-	-			
1 一般管理費等計		-	-			
2 工事費計		-	-			
3 建築本工事費計		-	-			
4 工事価格		-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）	
5 消費税相当額		-	-			
6 本工事費計		-	-			

※ 建築・建築機械・建築電気のうち、複数工種を含む場合は、各工種の合計値を表に記載して下さい。

機械設備工事 [機械工事を含む□] [機械工事を含まない□]				
費目・工種・種別・細別	単位	数量	金額	
1 __機器費計	式	1		
2 __直接工事費計	式	1		
3 直接工事費のうち材料費	式	1		
4 直接工事費のうち労務費	式	1		
5 __間接工事費計（共通仮設費・現場管理費・据付間接費）	-	-		
6 ____うち現場管理費	式	1		
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1		
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1		
9 __据付工事原価計	-	-		
0 __設計技術費	式	1		
1 __計（工事原価）	-	-		
2 工事原価のうち安全衛生経費	式	1		
3 __一般管理費等	式	1		
4 工事費計	-	-		
5 機械設備本工事費計	-	-		
6 工事価格	-	-		
7 計	-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です。（単体工種の場合は記載して下さい。）
8 消費税相当額	-	-		
9 本工事費計	-	-		

電気設備工事 [電気工事を含む□] [電気工事を含まない□]				
費目・工種・種別・細別	単位	数量	金額	
1_機器費計	式	1		
2__直接工事費計	式	1		
3_____直接工事費のうち材料費	式	1		
4_____直接工事費のうち労務費	式	1		
5__間接工事費計（共通仮設費・現場管理費・据付間接費）	-	-		
6_____うち現場管理費	式	1		
7_____現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1		
8_____現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1		
9__据付工事原価計	-	-		
0__設計技術費	式	1		
1_計（工事原価）	-	-		
2_____工事原価のうち安全衛生経費	式	1		
3__一般管理費等	式	1		
4_工事費計	-	-		
5_電気設備本工事費計	-	-		
6_工事価格	-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）
7_計	-	-		
8_消費税相当額	-	-		
9_本工事費計	-	-		

複数工種が含まれる工事（合体工種工事）の場合			
費目	金額	費目	金額
1 土木工事本工事費計		工事価格 （各工種計）	
2 建築工事本工事費計		消費税相当額	
3 機械工事本工事費計		本工事費	
4 電気工事本工事費計			

※1 複数工種が含まれる工事（合土工種工事）においては、工事に含まれる工種すべてについて提出すること。 各工種の[含む□][含まない□]にチェックを入れること。

(例：土木主体の工事に機械工種が含まれる場合は、土木と機械の内訳書を提出する)。

※2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

注)「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

1 労務費について

工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。

基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。

法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

2 材料費について

工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払う必要があります。

3 法定福利費の事業主負担分について

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。

※本人負担分は除いてください

4 建設共済制度の掛金について

建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。

5 安全衛生経費について

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。

このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な

安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

※ 参考：国土交通省 [建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて](#)（webサイト）

本工事費内訳書（別紙）

土木工事 [土木工事を含む□] [土木工事を含まない■]				
工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	金額	備考
1 直接工事費計	-	-		
2				合体工種工事の場合で、構成していない工種は金額を未記入とし、「本工事を含まないのチェックを■として下さい。」
3				
4 共通仮設費計	-	-		
5 純工事費				合体工種工事の場合で、構成している工種は金額を記入する「本工事を含むのチェックを■として下さい。」
6 現場管理費				
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1		
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1		
9 工事原価	-	-		
10 工事原価のうち安全衛生経費	式	1		
11 一般管理費等	-	-		
12 土木工事本工事費計	-	-		
13 工事価格	-	-		
14 消費税相当額	式	1		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）
15 本工事費計	-	-		

機械設備工事 [機械工事を含む■] [機械工事を含まない□]				
費目・工種・種別・細別	単位	数量	金額	
1 機器費計	式	1	〇〇〇	
2 直接工事費計	式	1	〇〇〇	
3 直接工事費のうち材料費	式	1	〇〇〇	
4 直接工事費のうち労務費	式	1	〇〇〇	
5 間接工事費計（共通仮設費・現場管理費・据付間接費）	-	-	〇〇〇	
6 うち現場管理費	式	1	〇〇〇	
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1	〇〇〇	
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1	〇〇〇	
9 据付工事原価計	-	-	〇〇〇	
10 設計技術費	式	1	〇〇〇	合体工種工事の場合はこの欄は「-」として下さい。
11 計（工事原価）	-	-	〇〇〇	
12 工事原価のうち安全衛生経費	式	1	〇〇〇	
13 一般管理費等	式	1	〇〇〇	
14 工事費計	-	-	〇〇〇	
15 機械設備本工事費計	-	-	〇〇〇	
16 工事価格	-	-		
17 計	-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です。（単体工種の場合は記載して下さい。）
18 消費税相当額	-	-		
19 本工事費計	-	-		

複数工種が含まれる工事（合体工種工事）の場合				
土木工事本工事費計	-	工事価格（各工種計）	〇〇〇	
建築工事本工事費計	〇〇〇	消費税相当額	〇〇〇	
機械工事本工事費計	〇〇〇	本工事費	〇〇〇	
電気工事本工事費計	〇〇〇			

※1 複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては、工事に含まれる工種すべてについて提出すること。各工種の[含む□][含まない■]にチェックを入れること。
（例：土木主体の工事に機械工種が含まれる場合は、土木と機械の内訳書を提出する。）

※2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事に従事する者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百一十号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
注）「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

建築工事（建築・建築機械・建築電気） [建築工事を含む■] [建築工事を含まない□]				
種目・科目・中科目	単位	数量	金額	
1 直接工事費計	-	-	〇〇〇	
2 直接工事費のうち材料費	式	1	〇〇〇	
3 直接工事費のうち労務費	式	1	〇〇〇	
4 共通仮設費計	-	-	〇〇〇	
5 小計（純工事費）				
6 現場管理費計				
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1	〇〇〇	
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1	〇〇〇	
9 現場管理費のうち安全衛生経費	式	1	〇〇〇	
10 計（工事原価）	-	-	〇〇〇	
11 一般管理費等計	-	-	〇〇〇	
12 工事費計	-	-	〇〇〇	
13 建築本工事費計	-	-	〇〇〇	
14 工事価格	-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）
15 消費税相当額	-	-		
16 本工事費計	-	-		

※ 建築・建築機械・建築電気のうち、複数工種を含む場合は、各工種の合計値を表に記載して下さい。

電気設備工事 [電気工事を含む■] [電気工事を含まない□]				
費目・工種・種別・細別	単位	数量	金額	
1 機器費計	式	1	〇〇〇	
2 直接工事費計	式	1	〇〇〇	
3 直接工事費のうち材料費	式	1	〇〇〇	
4 直接工事費のうち労務費	式	1	〇〇〇	
5 間接工事費計（共通仮設費・現場管理費・据付間接費）	-	-	〇〇〇	
6 うち現場管理費	式	1	〇〇〇	
7 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	式	1	〇〇〇	
8 現場管理費のうち建退共制度の掛金	式	1	〇〇〇	
9 据付工事原価計	-	-	〇〇〇	
10 設計技術費	式	1	〇〇〇	
11 計（工事原価）	-	-	〇〇〇	
12 工事原価のうち安全衛生経費	式	1	〇〇〇	
13 一般管理費等	式	1	〇〇〇	
14 工事費計	-	-	〇〇〇	
15 電気設備本工事費計	-	-	〇〇〇	
16 工事価格	-	-		
17 計	-	-		複数工種が含まれる工事（合体工種工事）においては左の欄は記入不要です（単体工種の場合は記載して下さい。）
18 消費税相当額	-	-		
19 本工事費計	-	-		

初度の入札時等においては、工事費内訳書と工事費内訳書（別紙）の内容を整合させてください。

記載例（合体工種編）

(案)

令和8年10月〇日

工事費内訳書（別紙）の提出要領（入札説明書添付資料）

1. はじめに

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和7年12月12日に完全施行された。入契法第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、並びに建設業退職金共済契約に係る掛け金（以下「労務費等」という。）が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

日本下水道事業団は、原則として全ての工事において工事費内訳書（別紙）により労務費等が明示された入札金額の内訳を求めることとする。

2. 工事費内訳書（別紙）について

入札説明書において、入札時に工事費内訳書の提出を求めている。これに加え、労務費等の内訳を記載した工事費内訳書（別紙）を提出すること。

なお、初度の入札時には、当該入札における全ての競争参加者等に対し、工事費内訳書及び工事費内訳書（別紙）の提出を求める。

それ以降（再度の入札及び不落随契移行時の入札等の場合）においては、落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）に対し、落札時の入札額（本工事費）に対する工事費内訳書（別紙）の提出を求める。（この場合は、工事費内訳書（別紙）のみを提出する）

3. 記載内容について

材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六

十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

注) 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

1) 労務費について

工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。

法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

2) 材料費について

工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

3) 法定福利費の事業主負担分について

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。（※本人負担分は除いてください）

4) 建退共制度の掛金について

建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。

（次項に続く）

5) 安全衛生経費について

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

参考)

※ 参考：国土交通省 [建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて](#) (webサイト)

6) 複数の工種が含まれる（合体工種工事）場合の記載方法について

工種ごと（土木工事、建築・建築機械・建築電気工事、機械設備工事、電気設備工事）に工事費の内訳を記載すること。なお、建築・建築機械・建築電気は建築として合算する。

4. 提出の方法

初度の入札時においては、電子入札システム等により提出すること。

それ以降（再度以降の入札、不落随契移行時の入札等の場合）においては、落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）に対し、提出の方法を提示する。（電子入札システム、電子メール、郵送等。入札方式により異なる。）

5. 労務費ダンピング調査について

提出された工事費内訳書（別紙）により、労務費ダンピング調査を行うことがある。詳細は労務費ダンピング調査実施要領による。

※ 労務費ダンピング調査実施要領

URL：

（次項に続く）

5. 建設 G メンへの通報等について

以下に該当する場合、JS は原則として、書面により注意喚起・警告を行い、建設 G メンに通報する。

- ・ 提出期限内に工事費内訳書（別紙）の提出が無い場合
- ・ 工事費内訳書（別紙）の内容に不備がある場合

6. 契約後に提出する請負代金内訳書について

契約後 14 日以内に提出する、「請負代金内訳書」について、労務費等を記載することとし、様式を変更する。労務費等の記載については、本実施要領適用日以降の工事請負契約書第三条による。

7. 適用

令和 9 年 1 月 26 日以降に公告する工事から適用する。（予定）

以上

(案)

令和8年10月〇日

労務費ダンピング調査実施要領（入札説明書添付資料）

1. はじめに

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和7年12月12日に完全施行された。入契法第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者が入札金額の内訳の記載内容を確認する際、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査（以下「本調査」という。）」である。日本下水道事業団（JS）では本要領に基づき労務費ダンピング調査を実施する。

2. 対象

工事を対象とし、原則として一般競争入札方式における入札時に実施する。

3. 調査の対象者

原則として落札候補者又は落札者（以下「落札候補者等」という。）とする。

4. 本調査の方法

落札候補者等が提出した工事費内訳書（別紙）における直接工事費（以下「直接工事費（落札候補者等）」という。）が一定水準額（以下「一定水準額（JS）」という。）以上であるかを確認する。

本調査は開札後に実施することとし、低入札価格調査の対象や、総合評価（施工体制確認型）の対象となる場合は、平行して調査を行う。なお、総合評価（施工体制確認型）の場合は、施工体制の確認をもって本調査を実施したものとする。

（判定について）

- ① 直接工事費（落札候補者等） $\geq$ 一定水準額（JS） 問題なし・本調査終了
- ② 直接工事費（落札候補者等） $<$ 一定水準額（JS） 調査継続・理由書必要

（次項に続く）

（一定水準額（JS）について）

一定水準額（JS）は直接工事費×0.97（建築・建築機械・建築電気工事においては、（直接工事費×0.9）×0.97）とする。なお、算定した一定水準額において1万円未満は切り捨てて算定する。

（複数の工種が含まれる（合体工種工事）における一定水準額について）

工事費内訳書（別紙）において、工種（例：土木、電気など）ごとに内訳を記入することとし、工種ごとに直接工事費（落札候補者等）が、一定水準額（JS）以上であることを確認する。

（4. ② 直接工事費（落札候補者）＜一定水準額（JS）となる場合）

JS から提示される「様式 1_労務費ダンピング調査の結果に基づく労務費の設定理由（理由書）の提出について（提出依頼書）」に基づき、「様式 2_労務費の設定理由（理由書）（以下「理由書」という。）」を提出すること。

提出された理由書に記載された労務費の設定理由が合理的である場合は、調査を終了する。

5. 建設 G メンへの通報等について

以下に該当する場合、JS は原則として、書面により注意喚起・警告を行い、建設 G メンに通報する。

- ・ 提出期限内に工事費内訳書（別紙）の提出が無い場合
- ・ 理由書に記載された労務費設定の理由が合理的でないと JS が判断した場合
- ・ 提出期限内に理由書の提出が無い場合
- ・ 工事費内訳書（別紙）の内容に不備がある場合

（次項に続く）

6. 工事費内訳書（別紙）の提出について

原則として、全ての工事において、落札した本工事費における工事費内訳書（別紙）の提出を求める。工事費内訳書（別紙）については、入札説明書及び工事費内訳書（別紙）の提出要領による。

※ 工事費内訳書（別紙）の提出要領

URL：

7. 適用

令和9年1月26日以降に公告する工事から適用する。（予定）

以上

令和 年 月 日

日本下水道事業団

契約職 氏 名 殿
〇〇〇〇

受注者 住所
氏名

請負代金内訳書

工事 名
契約 年 月 日 令和 年 月 日
工事 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
内訳								
(直接工事費のうち労務費							〇,〇〇〇,〇〇〇円)	
(直接工事費のうち材料費							〇,〇〇〇,〇〇〇円)	
(現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額							〇,〇〇〇,〇〇〇円)	
(現場管理費のうち建設業退職金共済制度の掛金							〇,〇〇〇,〇〇〇円)	
(工事原価のうち安全衛生経費							〇,〇〇〇,〇〇〇円)	

- (注) 1 [土木工事] 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。
- 2 [建築工事] 建築機械設備、建築電気設備が含まれる場合はすべて記入する。
- 3 [機械設備工事及び電気設備工事] 記載項目等は、現場説明時における設計書に準じ種別の項目まで記入する。
- 4 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に

関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

注）「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

- 5 内訳欄は 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（第12条）の趣旨を踏まえたものである。賃金や工事に必要な材料、適正な施工を確保するために不可欠な経費等を削減することのないよう、内訳の明示を求めている。

- 6 当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費について、次の①、②の場合は以下のとおり記載すること。（法定福利費は記載を必須とする）

① すべてを計上できない場合「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるよう記載する。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等その旨がわかるように記載する。

例)

（直接工事費のうち材料費 〇,〇〇〇,〇〇〇（一部のみ計上）円）

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 8 受注者は、代表者又は代表者から委任を受けている者とする。
- 9 押印は省略可とする。